

(2) 成績評価規程等

ア 学習評価規定

令和7年度入学生用

第1章 総則

第1条 成績の評価並びに単位の認定は、熊本県立高等学校学則に準拠し、法令その他に別段の定めのあるもの以外、この規定に従い、当該学科会・教科会の議を経て卒業及び進級認定会議（以下、「認定会議」）に諮る。

第2条 卒業及び単位の修得や履修の認定は、認定会議の議を経て校長が行う。

第2章 学習の評価

第3条

1 学習の評価は、各教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点別学習状況の評価により表1のようにA・B・Cの3段階で表示する。さらに年度末には、表2に従って5段階による評定も算出する。（細則1）

2 観点別学習状況の評価における、観点別の評価割合や、評定を算出するための観点別評価の点数化の基準については、各学科会または教科会で、それぞれの教科科目の特性に応じて決定する。なお、観点別学習状況の評価を行う具体的な場面としては、定期考查、単元テスト、その他の小テスト、観察・実験、式やグラフでの表現、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現、ポートフォリオやノート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察、生徒による自己評価や相互評価等を用いる。

表1 観点別学習状況の評価

| | | |
|----------------------|-----------|---|
| 教科・科目の目標や内容に照らした学習状況 | 十分満足できる | A |
| | おおむね満足できる | B |
| | 努力を要する | C |

表2 評定の判定

| | | |
|----------------------|--------|---|
| 数値化された観点別学習状況の評価の合計点 | 100～80 | 5 |
| | 79～65 | 4 |
| | 64～40 | 3 |
| | 39～30 | 2 |
| | 29～0 | 1 |

※評定1は単位の修得を認めない場合で、修得単位は0とする。

第4条 定期考查を受けなかった生徒に対しては、次の基準によって定期考查の見込点を算定する。

1 忌引や災害、感染症などによる出席停止の場合は、各考查の平均点に従って按分した得点の10割を見込点として与える。

2 学校が公認欠席を認めた場合は、各考查の平均点に従って按分した得点の10割を見込点として与える。

3 病気による欠席の場合は、医師の診断書又はそれに準じるもののが提出された時、各考查の平均点に従って按分した得点の8割を見込点として与える。

4 見込点は、次の式に従って算定する。

$$\text{欠査した考查のクラスの平均点} \times \frac{\text{受査した直近の考查の本人の得点}}{\text{受査した直近の考查のクラスの平均点}} \times \text{割合}$$

5 定期考查を正当な理由なく欠席又は忌避した場合は、その考查のその科目は0点とする。

6 1～5にあてはまらない場合は認定会議に諮る。

- 第5条 定期考查において不正行為をしたときは、当該科目の得点を0点とする。
- 第6条 学年成績の評定は、第3条を厳守して評定する。
- 第7条 1科目を2カ年以上に亘って分割履修する場合は、学年毎にその科目の成績を評定する。
- 第8条 教科担任は、学期成績及び学年成績の成績点票をその都度学級担任に提出する。
(定期考查終了1週間後) なお、定期考查を実施する場合は定期考查成績の成績点票も提出する。
- 第9条 教務部は、定期考查成績、学期成績及び学年成績のクラス別成績一覧表を作成する。(平均点は小数第2位を四捨五入して表示する。)

第3章 履修の認定

- 第10条 生徒は学校が定めた教育課程に従って、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動を履修しなければならない。
- 第11条 出席時数が、授業時数の3分の2以上を満たした科目等(総合的な探究の時間、特別活動を含む)について履修を認定することができる。なお、出席や欠課の取り扱いおよび履修の条件等については別途定める。(細則2)
- 第12条 「必履修科目」並びに「原則履修科目」において、出席時数不足が僅かである場合は、認定会議の議を経て、生徒の願により不足時数分の補講を行うことができる。
- 第13条 認定会議で補講が認められた生徒については、その翌課業日から修了式まで(当日も含む)の間の放課後に7限相当時間を超えない範囲で可能な限り補講を実施し、補講終了後速やかに追認定会議を開き、補講完了が認定された生徒についてはその科目の履修を認定する。
- 第14条 補講を経て履修を認定された生徒の評定は、保留されていた成績とする。

第4章 単位修得の認定

- 第15条 履修したことが認められた各科目で、評定が2以上である場合、その科目の単位の修得を認定する。
- 第16条 総合的な探究の時間及び特別活動は、履修したことが認められた上で、その目標からみた成果が満足できると認められるものについて単位の修得を認定する。
- 第17条 一定の技能審査に合格し、学校が定める資格等を取得した場合に、その成果を当該技能審査の内容に対応する科目(親科目)の増加単位として認定する。なお、対応する科目(親科目)が未習得の場合は増加単位として認定しない。また、増加単位は、卒業認定単位に含める。増加単位数の上限は36単位までとする。(細則3)
- 第18条 履修は認められているが、単位の修得を認定されなかった生徒に対しては、次の基準、要領により、追考查を行い追認定会議に諮り追認定をすることができる。
- 1 本人の願出により、1回に限って実施する。
 - 2 卒業年次(3年次)の生徒で、卒業年次の科目4科目を上限として実施する。
(1・2年次の科目の追試は不可)
 - 3 追考查の得点等が、各学科・教科が当該生徒の学年成績を踏まえて予め定めた基準点以上となる場合。
 - 4 定期考查等を実施しない実技教科の単位の修得を認定されなかった場合は、認定会議に諮り、補講が認められた上でその補講を追考查に代え、補講の充足をもって追認定する。
- 第19条 追考查の実施要領と事後処理は、次の基準による。
- 1 認定会議後1週間以上間をおいて学期内に追考查を実施する。

- 2 追考查の科目の単位認定は、各学科会・教科会の審議を経て追認定会議に諮る。
- 3 追考查を経て単位修得が認められた場合、観点別学習状況の評価による表記はもとのままとし、評定は「2」に変更するものとする。（単位修得が認められず、履修のみを認められた場合の評定は「1」とする。）
- 4 追考查を正当な理由で受験できなかった生徒に対しては、日時を指定して実施する。

第5章 年次の進行

第20条 各年次において、「必履修科目」、「原則履修科目」や「総合的な探究の時間」の履修が認められなかつた場合は、年次の進行は可能だが、次年次以降に前年次のその科目や総合的な探究の時間を履修しなければならない。

第21条 年次の進行に必要な修得単位数は特に定めないが、履修の不認定や修得の不認定により次年次以降の科目の履修が困難な場合、生徒及び保護者の願により、同一当該年次の全科目を再履修できる。

第6章 卒業の認定

第22条 3年次以降の生徒に対して、次の基準により卒業を認める。

- 1 「必履修科目」、「原則履修科目」、「総合的な探究の時間」及び「特別活動」の履修が認められていること。
- 2 79単位以上の単位を修得していること。ただし、技能審査等「学校外における学修の単位数」は7単位まで含めることができる。

第23条 第22条の規定に満たない場合は、4年次生とし、未履修や未修得の教科・科目を中心とした履修を行う。

第7章 附則

第24条 合理的配慮等、特別な配慮が必要な生徒については、別途定める「配慮をする生徒の指導と手続きに関する規定」により所定の手続きのもと必要な支援を行う。

第25条 この規定に付随する諸規定および細則は、別にこれを定める。

第26条 この規定の改廃は職員会議に諮り校長が行う。

この規定は、令和7年（2025年）4月1日より適用する。